

福島の復興・再生に向けた取組状況

令和3年8月5日



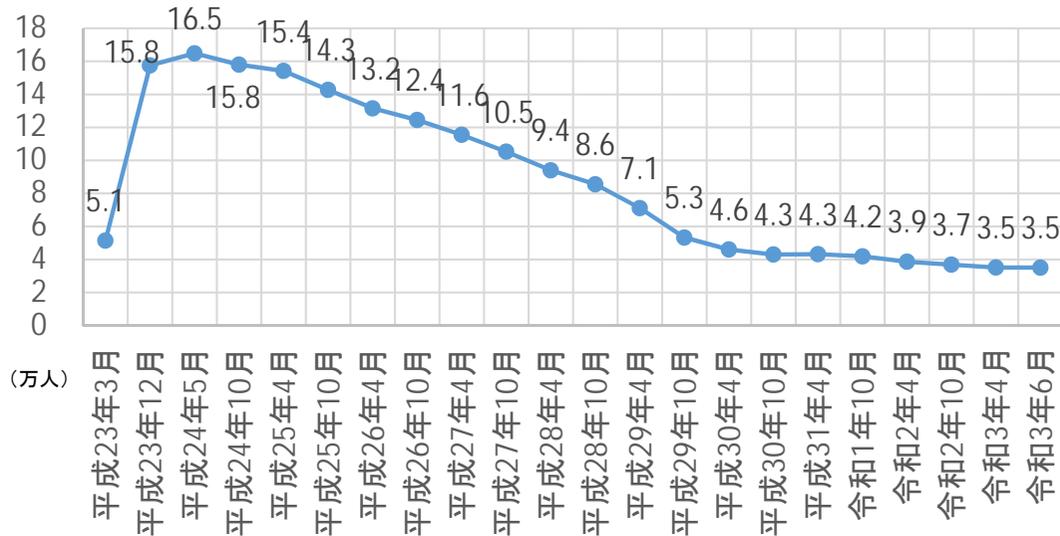
目次

1. 避難地域を巡る現状	2
2. 特定復興再生拠点区域の整備	5
3. 移住・定住等の促進	6
4. 福島イノベーション・コースト構想	7
5. 風評払拭・リスクコミュニケーション	9
参考資料	13

1. 避難地域を巡る現状

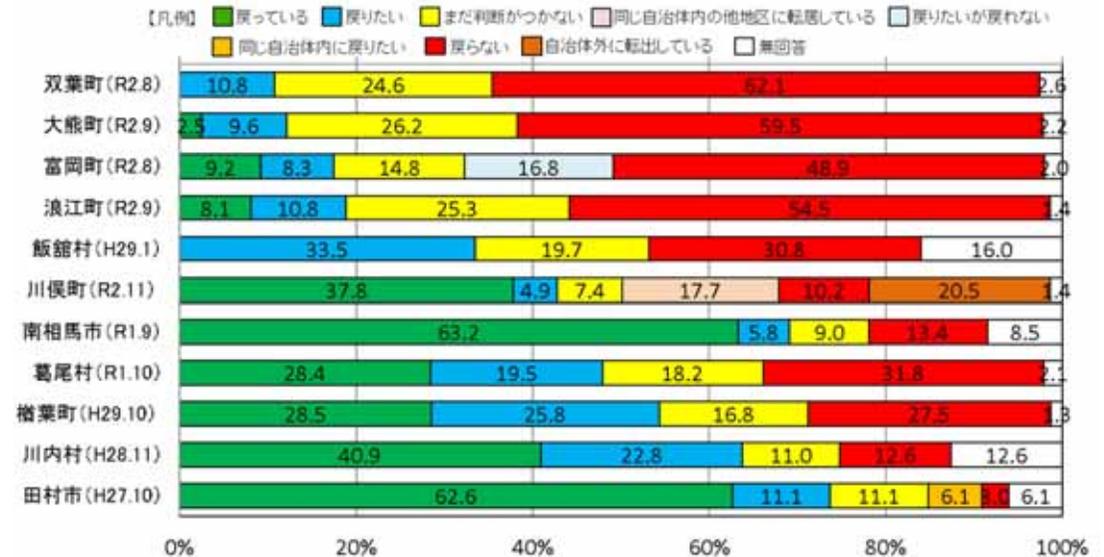
- 福島県全体の避難者は、令和3年6月時点で、県内・県外を合わせて3.5万人。心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、きめ細かい支援を行う。
- 令和2年3月までに帰還困難区域を除く地域の避難指示を解除。避難指示が解除された区域全体の居住者は、約1.4万人（避難指示が出された地域全体の住民基本台帳人口は約6.7万人）（令和3年3月時点）。
- 住民意向調査によれば、避難指示解除の時期の違い等により、自治体によっては、「戻らない」と回答した方が5～6割程度となっている一方で、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方も3～4割程度いる。
- 避難地域の復興の実現に向け、買い物、医療、介護、福祉、教育、鳥獣被害対策等、住民の生活に必要な帰還環境の整備を進める。人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行するとともに、住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組が必要。

○福島県全体の避難者数



出典：平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(福島県災害対策本部)を元に復興庁作成

○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）



※「令和2年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果(概要)」(令和3年2月19日復興庁公表)を基に作成。
(南相馬市・葛尾村は令和元年度、楢葉町は平成29年度、飯館村・川内村は平成28年度、田村市は平成27年度の結
果を使用。)

※()内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

(参考) 生活環境整備の状況

➤ 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組んでいる。

医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市 「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町 24時間体制で地域の中核的な医療を担う「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町 「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所

ふたば医療センター



住まい

- 復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
- 帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸うち423戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

教育

- 小中学校再開：10市町村再開済
- 新規開校等：
 - 2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
 - 2020年4月 「いいたて希望の里学園」開校
 - 2021年4月 「川内小中学園」開校

交通機関等

- 〔JR常磐線〕
 - 2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設化
- 〔常磐自動車道〕
 - 2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕
 - 2019年12月 「相馬IC～相馬山上JCT」開通
 - 2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
 - 2021年4月 全線開通

田ノ入工業団地
手前：リセラ
奥：大橋機産



凡例

- ▨ 帰還困難区域
- ▨ 帰還困難区域のうち中間貯蔵施設用地
- ▨ 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域
- 旧避難指示区域

※JR常磐線の橋脚、後ノ森駅(富岡町)、大野駅(大熊町)、双葉駅(双葉町)の駅舎及び周辺の道路等は避難指示解除済み



Jヴィレッジ駅開業式



道の駅「なみえ」

働く場

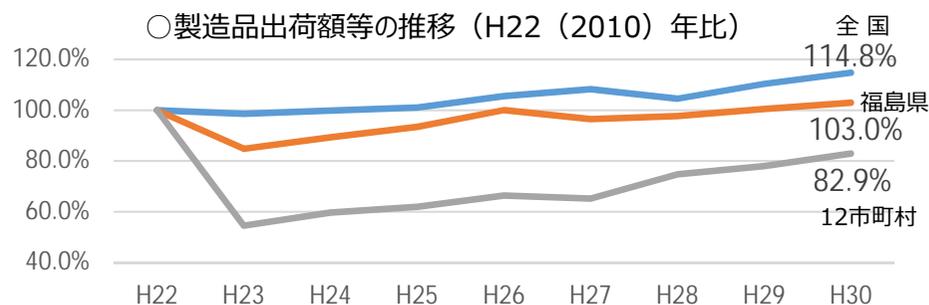
- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
- 2020年3月 富岡町 富岡産業団地 一部供用開始
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働開始

買い物

- 2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業
- 2020年8月 浪江町 道の駅「なみえ」開業（今年3月全面開業）
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業

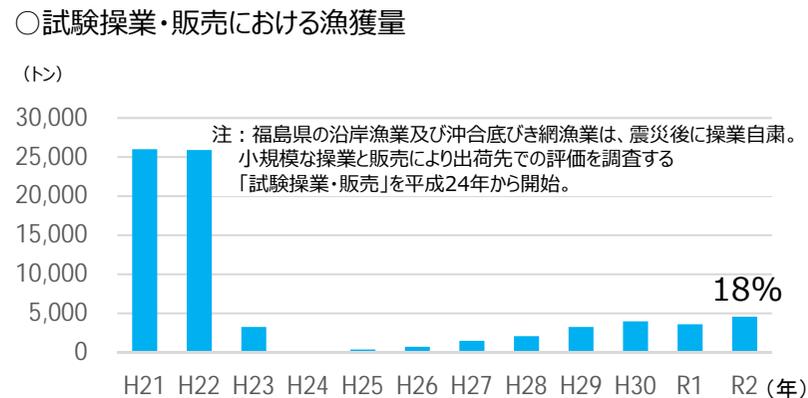
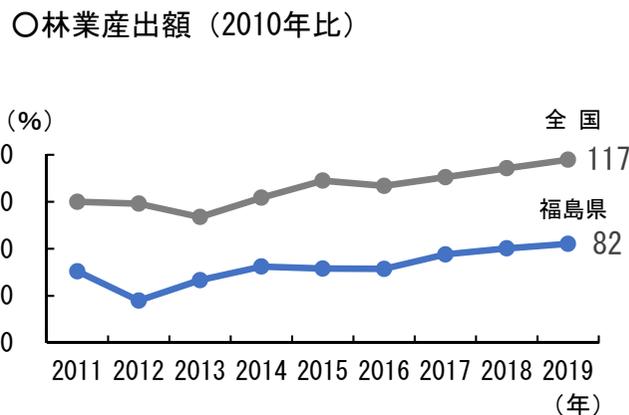
(参考) 産業の状況

- 製造品出荷額等は、県全体では震災前以上に回復したが、全国と比して低調。12市町村では8割程度の状況。原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の32%（令和元年度時点）。福島県における外国人延べ宿泊者数は、震災前の2倍となるが、伸び率が全国と比して低調（令和元年時点）。福島県漁業は平成24年度から試験操業・販売を開始。令和3年3月に試験操業を終え、現在は本格操業への移行期間。沿岸漁業等の水揚量は震災前の18%（令和2年時点）。林業産出額については、おおむね震災前の水準にまで回復。
- 今後の課題は、電気等や建設分野に留まらない、新たな産業基盤の構築と、これを支える人材の確保。営農再開の加速化、観光復興促進、放射性物質対策と一体となった森林整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復。
- なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響についても、その把握に努めるとともに、復興に支障が生じないように取り組む。



（出典）工業統計調査（経済産業省、福島県）、経済センサス-活動調査（経済産業省、福島県）より抜粋・加工。
 なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。

出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業 令和元年度事業実績報告書」



出典：観光庁宿泊旅行統計 ※従業員10人以上の宿泊施設を対象
 （注）2020年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる。

出典：農林水産省「林業産出額」

注：割合は、2010年に対する漁獲量の割合
 出典：福島県海面漁業漁獲高統計

2. 特定復興再生拠点区域の整備

- 帰還困難区域を有する6町村では特定復興再生拠点区域が設定され、総理が認定した計画に基づき、除染やインフラ整備等を推進。2022年春頃（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除目標の達成に向けて、町村、県、国による進捗管理を行っているところ。
- 避難指示解除はまちづくりの出発点。居住人口を確保するため、帰還環境整備に加え、新たな住民の呼び込みや住民の生きがいがづくりが課題。今後、移住・定住の促進と併せて、まちの賑わい創出、地域コミュニティ再生、営農再開等に資するソフト的な取組を強化することが必要である。



R1.11撮影



H29.8撮影



R2.12撮影



R2.8撮影

双葉駅西側地区の造成状況

大野駅(大熊町)の復旧

3. 移住・定住等の促進

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる**移住人材の確保が必要**。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要。

➡ ①12市町村自ら**移住施策の創意工夫**、②今後設置するふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**、③7月9日に発足した福島移住促進実行会議による改善活動を通じ12市町村が**広域的に連携する仕組み**を進めるとともに、④移住関心層への直接の後押しとして、個人支援金を給付。

福島再生加速化交付金における新たな支援措置

(1) 地方自治体の自主性に基づく事業への支援

- 福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づき実施する移住促進事業を交付金により支援
 - 【支援対象地域】 福島県の12市町村
 - 【事業費上限額】 原則：福島県8億円、市町村4億円
補助率3/4、残る地方負担分は震災特交を充当
 - 【支援対象施策】 移住・定住の促進
(コワーキングスペースや移住者が購入する空き家の改修など一定のハード事業も対象)

(2) 移住者等に対する個人支援

- 福島県外からの復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を給付（給付は福島県が実施）
 - ① 移住支援金
福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、就業・起業する者（最大200万円）
 - ② 起業支援金
①に加えて、福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、新たに起業する場合（最大400万円）

移住・定住促進事業の全体像



4. 福島イノベーション・コースト構想

- 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。
 - 福島ロボットテストフィールドが令和2年3月末に全面開所。浜通り地域で559件の実証（令和3年6月末まで）。
 - 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において令和2年3月に水素の製造を開始。製造した水素は、県内の公共施設等や、地域の実証モデル事業で活用。また、東京2020大会では同施設で製造された水素を聖火リレーのトーチ、聖火台等に活用。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が令和2年9月開館。入館者が約5万6千人（令和3年6月末時点）。
- 令和2年9月には、福島ロボットテストフィールドでのドローンの研究開発が行いやすくなる、ドローン飛行の際の許可・承認に関する手続きの見直しが行われるなど、実証フィールドとしての環境整備も進展。空飛ぶクルマの実証試験や消防訓練でも活用。
- 本構想をさらに発展させるため、昨年12月に策定した国際教育研究拠点の整備に関する基本的な方針において、創造的復興の中核拠点として国際教育研究拠点を新設することを決定。令和3年度に本拠点に関する基本構想を策定。

主な拠点、プロジェクト等

東日本大震災・原子力災害伝承館
(双葉町) (福島県運営)

農林水産業

ロボットトラクタの開発及び実証 (南相馬市)

衛星測位情報を用いた自動運転により作業時間を4割削減

ドローンを活用したスマート農業実証 (南相馬市)

ほ場のセンシングデータをAI解析し適正な施肥・防除

宮城県
国見町
桑折町
伊達市
川俣町
飯館村
南相馬市
浪江町
双葉町
大熊町
富岡町
楢葉町
広野町
いわき市
宮城県
新地町
相馬市
田村市
川内村

ロボット

福島ロボットテストフィールド(RTF)
(南相馬市、浪江町)
(福島県運営)

RTFでの取り組み事例

空飛ぶクルマの飛行試験

エネルギー

福島水素エネルギー研究フィールド
(浪江町) (NEDO運営)

消防訓練

廃炉

廃炉関連施設 (日本原子力研究開発機構運営)

- ①大熊分析・研究センター (大熊町)
- ②廃炉国際共同研究センター (富岡町)
- ③楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町)

大熊分析・研究センター

廃炉国際共同研究センター

(参考) 国際教育研究拠点の整備について [令和2年12月18日復興推進会議決定]

国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法に位置づけられた福島イノベーション・コースト構想の規定を踏まえ、福島の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードするため、以下の実現を図る観点から、「**創造的復興の中核拠点**」として、**国際教育研究拠点を新設**する。

- ① 国内外の英知を結集して、福島の**創造的復興に不可欠な研究及び人材育成**を行う。
- ② 発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を**世界に発信・共有**する。
- ③ ①②から得られる知を基に、**日本の産業競争力の強化**や、日本・世界に共通する課題解決に資する**イノベーションの創出**を目指す。

新拠点の全体像

機能

既に立地している**研究施設等との一体的な運用**を図りながら、**自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有する**。

(1) 研究開発機能

- 基礎研究も対象としつつ、これまでの**分野縦割りの研究では解決が困難であった課題**に対して、新たに、**技術・手法等を学際的に融合**させて取り組み、**社会実装・産業化**を実現し、**産業構造・社会システムの転換**に繋げる。
- 研究分野は、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、を想定。**政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等**を図りつつ更に具体化。

(2) 人材育成機能

- **大学院生等**（連携大学院制度の活用）、**小中高校生等**（高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築）、**地元企業等**（共同研究）を対象とする人材育成を推進。他の研究機関等と連携して、**研究開発・実証を担う人材**を集積・育成。

組織形態等

- **国が責任を持って新法人を設置**し、その形態は国立研究開発法人を軸に検討。
- **関係省庁が参画**する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、既存施設との整理等を行い、**令和3年秋までに新法人の形態を決定**。

研究環境の整備等

- **実証フィールド**を最大限活用。
- 他の地域では出来ない実証を可能とするための**規制改革を推進**。
- **データ重視の研究を推進（DXに対応した体制構築を含む）**。
- **若手や女性研究者**が活躍しやすい魅力ある研究環境、人材育成体制等を整備。
- 民間企業等からの積極的な**投資促進**。
- **多様な機関と密接に連携**するための組織等を構築。
- **まちづくり及びそれと連動した研究環境の整備**を推進。

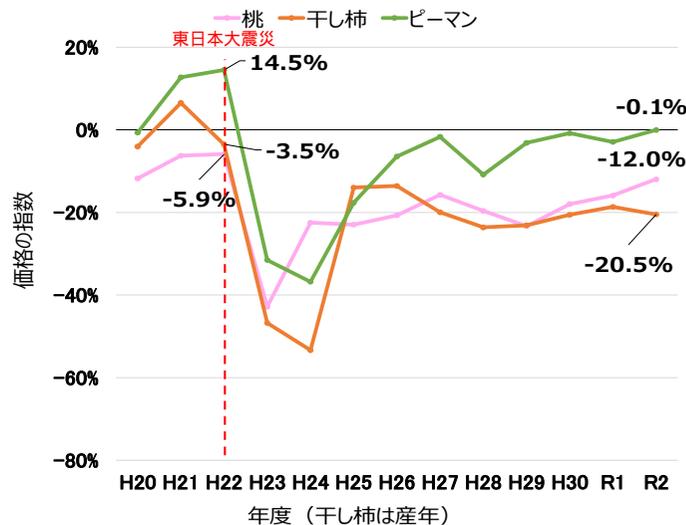
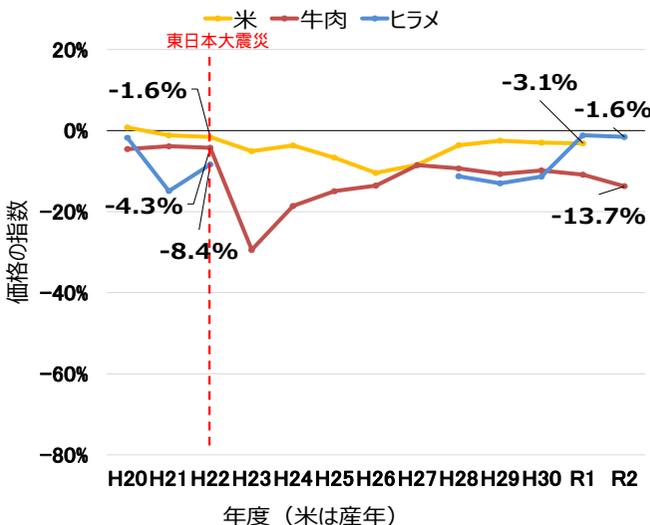
新拠点の立地・今後の工程

- 既存施設との連携等を踏まえつつ、地元自治体の意見等を尊重して、避難指示が出ていた地域を基本として選定。
- **令和3年度に、新拠点に関する基本構想**を策定。

5. 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 福島県農産物等の価格は、震災直後、全国平均を大きく下回る状況となったが、その後、徐々に回復。ただし、一部の品目に関しては、震災後に発生・拡大した全国平均との価格差が現在まで固定化している状況。
- 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、40か国・地域が規制を撤廃、12か国・地域が規制を緩和（令和3年5月時点）。
- 農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に取り組んでいる。また、諸外国・地域における輸入規制の緩和・撤廃、販路拡大に向けた取組・支援を行う。
- 本年4月に開催した「**原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース**」では、ALPS処理水に係る対応を議題として実施し、復興大臣から関係省庁に対し情報発信に関して指示。次回のタスクフォースでは、関係省庁が検討した結果について、議論を行う。
- 令和3年度予算においては、効果的な情報発信の更なる強化や福島県内の自治体が行う風評払拭に向けた取組を支援するため、風評対策予算を令和2年度の5億円から20億円に増額。

農産物等の福島県産と全国平均の価格差



復興大臣から関係省庁への指示事項（2021年4月22日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース）

- 指示事項 1. 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信
- 指示事項 2. 地元福島等の思いを受け止めながら、密に連携して発信
- 指示事項 3. 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信
- 指示事項 4. 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

※令和2年度は、令和2年12月までの実績を使用
 ※ヒラメは、平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された

出典：農林水産省「令和2年度福島県産農産物等流通実態調査」

(参考) ALPS処理水に係る復興庁の対応

< 基本的な考え方 >

- 科学的根拠に基づいた正確な情報をできるだけ多くの方に届けて理解・納得してもらう。
- 関係省庁と連携したコンテンツの作成・発信を実施。

1. 誰でも分かりやすく、かつ関心を持ってもらうことを意識したコンテンツの作成・発信

- ・ チラシ・動画の作成・公開
- ・ 今後、様々なメディアの活用を検討。その際、インターネットを最大限活用。プッシュ型広告により、しっかりと「届ける」広報を展開。

2. 海外に向けた情報発信の強化

- ・ 外国人の疑問に答えることを主目的にしたポータルサイト「Fukushima Updates」を3月に開設。関係機関が一体となって情報の更新等に努めることにより、海外に向けた情報発信の最前線ツールとなることを目指す。今後、ALPS処理水に関するFAQを追加予定。
- ・ 関係省庁と連携し、インフルエンサーの活用を含め、各国・地域の状況に応じたきめ細かな広報対応を検討・実施。



海外に向け、復興の現状と未来の姿を伝えて福島イメージ刷新をねらう

「Fukushima INDEX」

外国人向けポータルサイト「Fukushima Updates」FAQ

3. 自治体による風評払拭の取組支援

- ・ 福島県及び県内市町村に向けた新たな交付金を新設（10億円）。自治体の創意工夫による情報発信やイベント実施などの風評払拭の取組を支援。

4. 国内外の認識状況等の把握

- ・ 国内外におけるALPS処理水の理解状況や理解に必要な情報の認識状況等を把握するための調査を定期的に実施。関係省庁と調査結果を共有し、必要な対策の検討に活用。

(参考) メディアミックスによる情報発信

マンガで読む福島

放射線の基礎的情報、食品の安全性や健康影響に関する正しい知識を、マンガでわかりやすく紹介。



タブレット先生の

福島の今

ふくしまのいま



福島復興の現状等を「知ってもらおう」、福島県産品を「食べてもらおう」、福島県に「来てもらおう」の3つの観点から、TV、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等多くの媒体を活用したメディアミックスによる情報発信を実施。

福島の空間線量率、食品の安全性、観光などの情報を見える化。



FMラジオ番組

番組と連携し、福島県の復興の状況や魅力、放射線の基礎的情報などについて動画やレポートにより発信するとともに、番組に寄せられた応援メッセージを掲載。



ゲーム

「クイズ」や「すごろく」などのゲームにより、楽しみながら放射線の基礎的情報や福島県の魅力を発信



安心安全
おいしい
福島

人気YouTuber等インフルエンサーにより福島県産品の安全性と魅力を動画により発信。



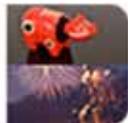
あれから10年も。
このさき10年も。

FUKUSHIMA INDEX

-Innovations for the Next Decade-

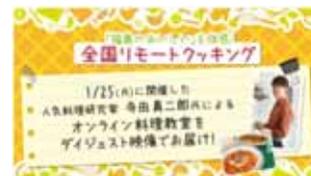


Fukushima Updates



YouTube

復興庁YouTubeチャンネルから国内外に発信。



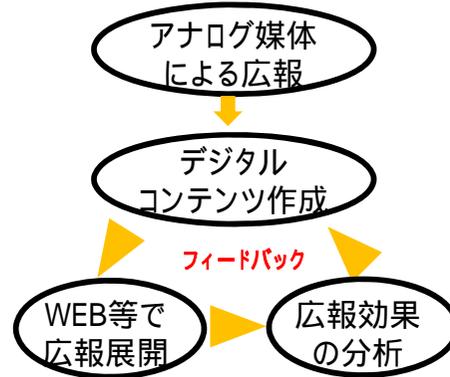
(参考) 地域情報発信交付金 モデル事業概要

- 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援するため、新たな交付金を創設。
- モデルとなる取組を先行して募集し、福島県及び福島市による11事業について、7月に交付可能額を通知。

効果的な情報発信 手法の検討

チャレンジふくしま戦略的 情報発信事業

特に処理水に関係が深いテーマについて、デジタル媒体での広報活動(バナー広告、SNS広告、動画配信等)を実施。効果的な情報発信に向け、分析・検証を行う。



情報発信を行う 人材の確保・活用

震災と復興を未来へつむぐ 高校生語り部事業

震災の事実や教訓を継承・発信するため、高校生を対象に語り部としての研修を行うとともに、県外の学校との交流等を通じて、福島の今を発信する。



事業イメージ

体験等企画実施

「ふくしまプライド。」海外販路 回復・拡大事業

海外の飲食店や量販店とのタイアップにより県産品のフェアを開催。フェアにインフルエンサーを招聘し、消費者に食品の安全性を発信する。



事業イメージ

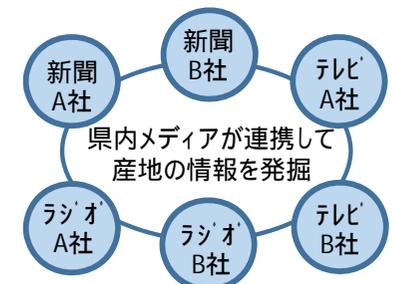
< 他事業 >

- 東京駅前常盤橋ふくしま情報発信事業【県】
- 県産品風評対策事業【県】
- 東アジア誘客促進に向けた風評払拭キャンペーン【県】

情報発信コンテンツ作成 ポータルサイト構築

ふくしまの漁業の魅力体感・ 発信事業

水産物の安全性を発信するため、テレビ・ラジオ・新聞等、県内オールメディアが県外メディアと連携して漁業の魅力を発信。併せて漁業や「常磐もの」を紹介するサイトを構築。



事業実施体制イメージ

< 他事業 >

- ふくしま米生産情報発信事業【県】
- ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業【県】
- 自然公園の魅力を活かした風評払拭強化事業【県】
- 訪日観光客受入環境整備事業【福島市】

參考資料

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度
※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進・被災者支援の継続
・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

福島復興再生基本方針の概要 [令和3年3月26日閣議決定]

< 福島復興再生基本方針の改定 >

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定）。
- 令和2年6月の福島特措法の改正（令和3年4月施行）を受け、改正法に基づく施策等を盛り込んだ新たな基本方針を示し、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。
※福島県知事が新たに作成し、内閣総理大臣が認定する福島復興再生計画は、本方針に即して作成される。

< 改定後の各取組の概要 >

赤字は現行の基本方針からの主な変更箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、 新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進 、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・ 移住等 環境整備推進法人制度
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	・帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（ 課税の特例、国内外における風評の払拭 、商品の販売等の不振の調査等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・福島イノベーション・コースト構想（ 課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣 ）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、 国際教育研究拠点の整備 、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	・鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

令和3年度復興庁予算のポイント

令和3年度予算額(復興庁所管)：6,216億円 [前年度予算額：1兆4,024億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

被災者支援：362億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (125億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援 (34億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (17億円)
- 仮設住宅等 (22億円)
- 被災者生活再建支援金補助金 (46億円)
- 地域医療再生基金 (54億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生：459億円

水産加工業等へのソフト支援や、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

- 復興水産加工業等販路回復促進事業 (11億円)
- 福島県農林水産業再生総合事業 (47億円)
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (44億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (215億円)
- 新** 原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化(1億円) 等

住宅再建・復興まちづくり：540億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (224億円)
- 社会資本整備総合交付金 (77億円)
- 森林整備事業 (47億円)
- 災害復旧事業 (161億円)
- ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

原子力災害からの復興・再生：4,673億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。

- 特定復興再生拠点整備事業(637億円) ・ 福島再生加速化交付金(721億円)
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業(91億円)
- 中間貯蔵施設の整備等(1,872億円) ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等(768億円)
- 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(253億円)
- 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円) 等

創造的復興：132億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際教育研究拠点の構築、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 福島イノベーション・コースト構想関連事業(75億円) **新** 国際教育研究拠点基本構想策定等事業(2億円) **新** 移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
- 新** 福島県高付加価値産地展開支援事業(52億円) ・ 「新しい東北」普及展開等推進事業(3億円) 等

※上記のほか、復興庁一般行政経費等(49億円)を計上

福島復興・再生に向けた令和3年度予算のポイント

○さらなる福島復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

1. 長期避難者の支援、帰還・移住等の促進等

【1,448億円(1,558億円)】

○福島再生加速化交付金 【721億円(791億円)】

地方自治体等に対して、「長期避難者への支援から帰還加速のための環境整備」の施策等を一括して支援することにより、福島のインフラ整備等を実施するとともに、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を推進。

○特定復興再生拠点整備事業 【637億円(673億円)】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【91億円(94億円)】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)

【903億円の内数(5,960億円の内数)】

- ・被災者支援総合交付金【125(155)】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【46(101)】※
- ・社会資本整備総合交付金(復興)【77(1,198)】※
- ・災害復旧事業【161(1,555)】※
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【17(22)】※
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【34(52)】※
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用した被災地復興に向けた情報発信等【1(1)】※
- ・地域医療再生基金【54(-)】 等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【3,177億円の内数(5,919億円の内数)】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【3,014億円(5,756億円)】

・除去土壌等の適正管理・搬出等【253(566)】
・中間貯蔵施設の整備等【1,872(4,025)】 等

②地域の生活環境の改善等 【163億円(163億円)】

・福島県浜通り地域等の教育再生【6(8)】
・鳥獣被害対策:帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】及び「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」(再掲)の内数 等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等

【636億円の内数(525億円の内数)】

①地域経済の再生等 【494億円(364億円)】

・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【215億円(制度拡充)】
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【44(16)】
・福島県高付加価値産地展開支援事業【52(新規)】
・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化【1(新規)】 等

②福島イノベーション・コスト構想関連事業等 【78億円(70億円)】

・福島イノベーション・コスト構想関連事業【75(69)】
・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(1)】
・国際教育研究拠点基本構想策定等事業【2(新規)】

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【64億円(91億円)】

・福島県における観光関連復興事業【3(3)】
・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】
・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策【20(5)】
(一部、「福島再生加速化交付金」の内数の再掲) 等

(備考1) 復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、**4,673億円**(令和2年度予算:7,485億円)。「創造的復興」の総額は、**132億円**。

(備考2) ※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

令和3年度概算決定
【○○(○○)】 令和2年度
当初
※単位:億円

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

- ▶ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、40の国・地域で輸入規制を撤廃、14の国・地域で輸入規制を継続。）

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2021年5月28日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名	
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	40	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、イスラエル、シンガポール
	輸入規制を継続して措置	14	一部は一部の都府県等を対象に輸入停止 一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求
54		6	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
		8	EU及び英国、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
 注2) 米国は、日本で市町村・地区単位で出荷制限措置がとられている品目について、県単位で輸入停止措置を講じている。
 注3) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。
 注4) タイ及びUAE政府は、検査等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例

◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2018年12月	オマーン	2019年10月	マカオ	輸入停止（宮城等9都府県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書（9都府県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
2019年3月	バーレーン	11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 （福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）
6月	コンゴ民主共和国	2020年1月	シンガポール	輸入停止（福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質 検査報告書の添付を条件に解除
10月	ブルネイ	"	インドネシア	放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、エサ）→不要に 放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の加工食品）→不要に
2020年1月	フィリピン	5月	インドネシア	放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の農産物）→不要に
9月	モロッコ	2021年1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、 食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
11月	エジプト	3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用さ れる水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
12月	レバノン			
"	UAE			
2021年1月	イスラエル			
5月	シンガポール			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。